

新旧対照表

○公害防止協定細目書別表

現行別表					新別表											
別表 測定項目及び測定方法等					別表 1 乙の設備に関する 測定項目及び測定方法等											
測定対象施設又は測定箇所	測定項目	測定方法	測定回数	備考	測定対象施設又は測定箇所	測定項目	測定方法	測定回数	備考							
大気関係	定期測定 3号回収ボイラー 4号重油専焼ボイラー 5号回収ボイラー 6号ボイラー 3号石灰焼成炉 10号マシンド乾燥炉 6号マシンド乾燥炉 6号マシンドボイラー	硫黄酸化物量	日本工業規格(以下この表において「JIS」という。)K 0103及びJIS Z 8808による	1回以上/2ヵ月 (10号マシンド乾燥炉、6号マシンド乾燥炉、6号マシンドボイラーは年2回以上)	燃料の硫黄分の測定は、 JIS K 2301、 JIS K 2541、 JIS K 2240、 JIS M 8813、及びその他の 適当であると認められる方法による	大気関係	1号ボイラー	硫黄酸化物量	日本工業規格(以下この表において「JIS」という。)K 0103及びJIS Z 8808による	1回以上/2ヶ月						
		ばいじん濃度	JIS Z 8808による					ばいじん濃度	JIS Z 8808による							
		窒素酸化物濃度	JIS K 0104による					窒素酸化物濃度	JIS K 0104による							
		排ガス量	JIS Z 8808による					排ガス量	JIS Z 8808による							
		連続測定 3号回収ボイラー 4号重油専焼ボイラー 5号回収ボイラー 6号ボイラー	硫黄酸化物濃度					JIS B 7981に定める自動連続測定装置	連続				1号ボイラー	硫黄酸化物濃度	JIS B 7981に定める自動連続測定装置	連続
	4号重油専焼ボイラー 5号回収ボイラー 6号ボイラー	窒素酸化物濃度	JIS B 7982に定める自動連続測定装置	窒素酸化物濃度	JIS B 7982に定める自動連続測定装置											
	3号回収ボイラー 4号重油専焼ボイラー 5号回収ボイラー 3号石灰焼成炉	燃料の使用量	積算型流量計													
	水質関係	定期測定 下水の総合排出口	水素イオン濃度	昭和49年9月30日 環境庁告示第64号に定める方法	4回以上/1ヵ月 (内、日間平均を1回以上)			大気関係		定期測定	3号回収ボイラー 4号重油専焼ボイラー		硫黄酸化物量	日本工業規格(以下この表において「JIS」という。)K 0103及びJIS Z 8808による	1回以上/2ヶ月 (10マシンド乾燥炉、6号マシンド乾燥炉、6号マシンドボイラーは年2回以上)	
			浮遊物質濃度								ばいじん濃度		JIS Z 8808による			
			化学的酸素要求量						窒素酸化物濃度		JIS K 0104による					
水質汚濁防止法施行令第2条及び同第3条に掲げる物質及び状態		排ガス量	JIS Z 8808による													
ダイオキシン		平成11年12月27日 総理府令第67号に定める方法	1回以上/1年													
連続測定 下水の総合排出口	水素イオン濃度	自動連続測定装置による方法	連続		大気関係	連続測定	3号回収ボイラー 4号重油専焼ボイラー 5号回収ボイラー 6号ボイラー 3号石灰焼成炉	硫黄酸化物濃度	JIS B 7981に定める自動連続測定装置	連続						
排水量	電磁流量計	3号回収ボイラー 4号重油専焼ボイラー 5号回収ボイラー 6号ボイラー					窒素酸化物濃度	JIS B 7982に定める自動連続測定装置								
騒音・振動関係	定期測定 工場敷地境界線上4地点	騒音	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)に定める方法	2日以上/1年 (1日6回以上かつ朝・昼・夕・夜間の各区分を1回以上含む)			測定は、5~7月、8~10月の期間に各々1日以上行う。	騒音・振動関係	定期測定			3号回収ボイラー 4号重油専焼ボイラー 5号回収ボイラー 6号ボイラー 3号石灰焼成炉	窒素酸化物濃度	JIS B 7982に定める自動連続測定装置	連続	
		振動	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(昭和51年11月10日 環境庁告示第90号)に定める方法									3号回収ボイラー 4号重油専焼ボイラー 5号回収ボイラー 3号石灰焼成炉	燃料の使用量	積算型流量計		
悪臭関係	定期測定 工場敷地境界線上3地点 3号回収ボイラー 5号回収ボイラー 3号石灰焼成炉	硫化水素 メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル	昭和47年5月30日 環境庁告示第9号に定める方法	1回以上/2ヵ月				悪臭関係	定期測定			下水の総合排出口排水	硫化水素 メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル	悪臭防止法施行規則第4条及び昭和47年5月30日 環境庁告示第9号に定める方法	1回以上/2ヶ月	
		3号回収ボイラー 5号回収ボイラー 3号石灰焼成炉	硫化水素		悪臭防止法施行規則第3条及び昭和47年5月30日 環境庁告示第9号に定める方法											
		下水の総合排出口排水	硫化水素 メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル		悪臭防止法施行規則第4条及び昭和47年5月30日 環境庁告示第9号に定める方法											
別表 2-1 丙の設備に関する 測定項目及び測定方法等																
別表 2-2 丙の設備に関する 測定項目及び測定方法等																

